

## 重点施策（１） 普及・啓発のさらなる充実

### 現 状

障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を目指して、これまでもノーマライゼーションの理念のもと、障害理解のための普及・啓発に努めてきました。

横浜市においては、平成9年に「横浜市福祉のまちづくり条例」を施行し、横浜市が人間性豊かな福祉都市となるよう、市民、事業者、横浜市の協力・連携を基本に、福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

しかし、市民の理解が十分であるとはいえない状況であり、今後も社会全体で障害についての理解を深めていくことがさらに必要となります。

#### ニーズ把握調査結果より

##### <身体障害者・知的障害者アンケート結果より>

生活面で困ること	身障 (N=957)		知障 (N=265)	
	件数 (人)	割合 (%)	件数 (人)	割合 (%)
自分の意志が相手に伝わらない	262	27.4	192	72.5
周囲の理解が足りない	194	20.3	95	35.8

##### <精神障害者アンケート結果より>

今後の精神保健福祉サービスなどについて、重要と思うもの	精神障害者・通院(890)		精神障害者・入院(209)	
	件数 (人)	割合 (%)	件数 (人)	割合 (%)
病気や障害に関する社会の理解	564	63.4	114	54.5

##### <グループモニタリング結果より>

障害者への接し方を小、中学校で健常者に小さいときから教えたい。
障害者に対する対応をどうすればよいのかを考えて一緒に解決していく姿勢であればよいが、障害者では無理だろうと断られる、それは差別と言える。
精神障害は社会的偏見が他の2障害に比べて強く、公に障害のことを言えず、自分でも認知しにくい。
身体障害は周りからわかるので、世間の目は優しいが、精神障害の場合は、はたから見えないので、冷たい目で見られる。
精神障害の、社会的偏見をなくすには、「変わった病気ではない」と社会に伝わるとよいと思う。そうすると、自分が言いたいことを我慢することもなく、家族に遠慮もしないでいいようになる。

### 今後の考え方

障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会を実現するためには、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要です。そのためには、小さい頃から生涯を通じて疾病や障害についての理解を深めるための施策をきめ細かく推進していきます。

障害についての理解を深めるためには、まず、乳幼児期・学齢期のうちから「あたりまえのこと」として障害を認識できるような学習環境・カリキュラムを工夫していくことが重要です。

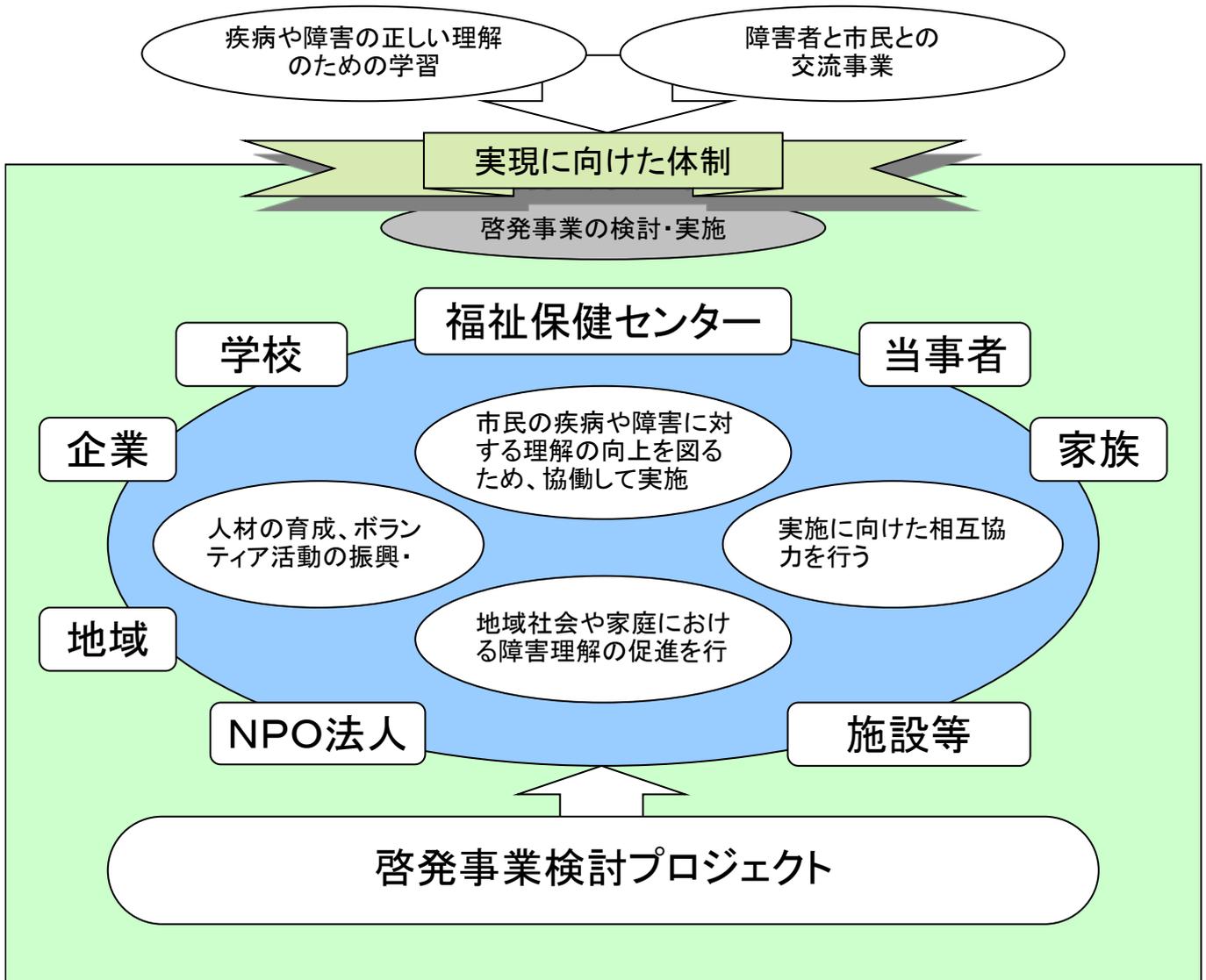
また、障害についての理解を進めていくためにはどのようなことが必要なのか、市全体での取組のほか、区や地域の単位で、効果的な啓発事業を検討・実施していく必要があります。

この「障害者プラン」を実施する5年間において“よこはま”を地域で安心して自立した生活を送ることができるまちにしていきます。

## 推進する主な施策・事業

施策・事業	内容
障害理解のための学習環境・カリキュラムの整備	学校教育や生涯学習などの中で、障害や精神疾患に対する正しい理解と認識を深めるための教育や、小・中学校と養護学校との交流教育を推進します。
市民参加による啓発事業検討プロジェクトの設置	公募等による検討委員（当事者等）により、効果的な啓発事業の方法を検討します。
区や地域単位などで普及啓発事業の検討・実施	当事者・家族・関係機関等と協働で検討・実施します。 地域関係機関・企業や学校等での研修会や講演会などの実施について、内容の検討や講師の派遣など、開催についての総合的な支援を行います。
障害者と市民の交流の促進	障害者への理解や、地域住民相互の関わりあいをつくるために、地域でコミュニケーションを図る事業を実施します。

障害のある人もない人も地域の中で安心して自立した生活ができる社会をめざして・・・



## 重点施策（２） 相談支援システムの体制整備

### ア 身体障害・知的障害

#### 現 状

障害者が地域で安心して生活するために、区福祉保健センターや社会福祉法人等が相談支援を担ってきましたが、これら相談支援を行う機関をさらに充実するとともに、連携を強化することが望まれています。

また、ケアマネジメント研修の充実により相談支援を行う人材の育成をさらに一層進めていく必要があります。

#### ニーズ把握調査結果より

（平成15年8月実施アンケート）単位：％

#### ■ 日常的な問題を相談している相手(カッコ内は回答数)

相談先	身体障害者 (1,631)	知的障害者 (298)
家族	87.3	77.9
友達、仲間	26.4	15.4
近隣の人	8.5	1.3
通っている施設等の職員	10.4	40.3
参加している活動のスタッフ	3.2	4.0
民間の相談機関	1.2	2.0
相談員	4.4	3.0
区役所等の行政機関	17.8	12.8

#### ■ 将来の障害福祉について特に重要だと思うこと(カッコ内は回答数)

項目	身体障害者 (1,394)	知的障害者 (257)
困ったときの相談体制が整っていること	27.8	28.4

#### 今後の考え方

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するために、どこに相談しても適切に課題解決が行えるようにします。情報提供から一般相談、緊急性や専門性を必要とする相談を、地域の身近な相談者、障害者やその家族が行うピアカウンセラー、専門性を有する機関等が、個人情報保護に留意しながら連携し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や創設なども含めて支援を行います。

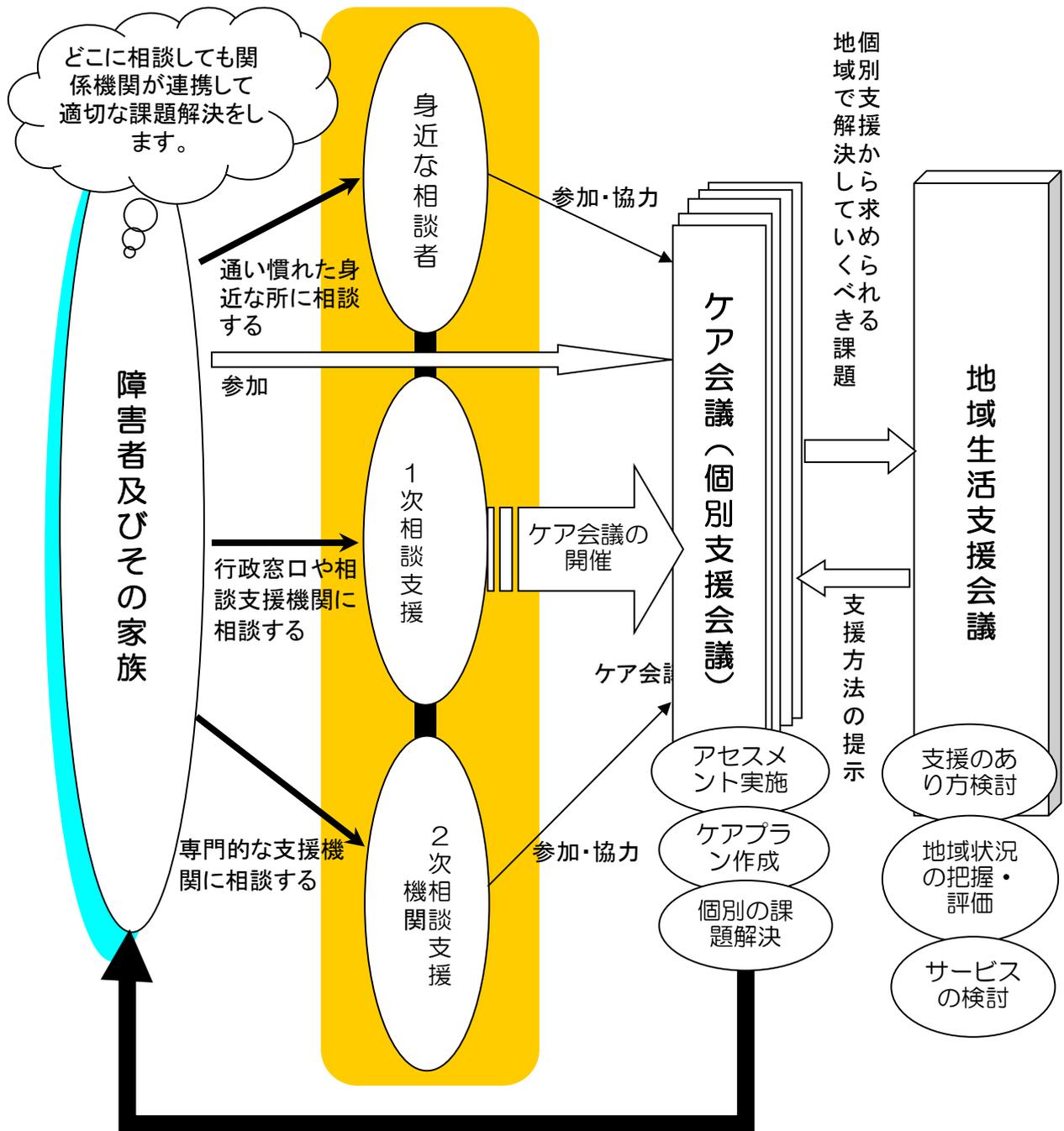
相談支援体制は、相談支援事業を行う機関だけでなく、障害者に関わるすべての機関が地域生活支援会議などによって協力・連携しながら、地域の課題把握と支援体制づくりに取り組んでいきます。

また、個別の支援については、ケア会議を実施し、課題を解決していきます。

#### 推進する主な施策・事業

事業名	内容
障害者相談支援事業の充実	障害者地域活動ホームや区福祉保健センターが中心となり、各相談支援機関や関係機関と連携を図ることにより、障害者の地域生活を支援します。
地域生活支援会議の開催	区を単位として、地域生活を支援する機関の連携を密にし地域の課題・ニーズを共有するとともに、支援のあり方や支援後のフォロー状況の確認等を行うための会議を開催します。事務局は区福祉保健センターと相談支援事業を実施する障害者地域活動ホームが担います。
ケアマネジメント研修の実施	相談支援を行うすべての関係者等がケアマネジメントの基礎を学ぶことができるよう、研修を実施していきます。また、相談支援事業を受託する法人等の相談員については、ケアマネジメントの応用及び上級研修を行います。

【横浜市の相談支援体制（身体障害・知的障害）】



支援・フォローアップ

	内 容	支援機関
身近な相談者	サービス提供者、通い慣れた施設などの職員、学校の教員、地域の身近な施設の職員や地域の人材が、日頃の関わりの中から情報提供や相談を受け、必要に応じて、1次及び2次相談支援機関と連携し、支援します。	サービス提供事業者、施設、学校、地域作業所、グループホーム、身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域ケアプラザ、障害者支援センター等
1次相談支援機関	相談支援専門の職員を配置し、情報提供やケアマネジメント等の個別的な支援を行なうとともに、地域生活支援会議等において、身近な相談者や2次相談支援機関等と連携を図ることにより、地域生活に関する課題解決や必要なサービスの検討を行います。	区福祉保健センター、児童相談所、障害者地域活動ホーム相談支援担当、就労援助センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、地域療育センター等
2次相談支援機関	1次相談支援機関等と連携を図りながら、専門的・個別的な相談及び助言を行なうとともに、家族や関係者への啓発等を含めた研修を行い、身近な相談者等の育成を行います。	更生相談所、障害者入所施設、横浜市総合リハビリテーションセンター及び地域療育センター（除く1次相談支援機関）等

## イ 精神障害

### 現 状

- ① 福祉保健センターを中心に、精神保健福祉の相談支援や地域づくりを行っています。
- ② 生活支援センターや地域作業所・グループホーム等では、利用者を中心にそれぞれの機能に応じた相談支援を行っています。
- ③ 平成14年からはこころの健康相談センターが開設され、地域での相談援助事業等を支援しています。

#### ニーズ把握調査結果より

(平成15年8月実施アンケート) 単位：%

##### ■ 日常的な問題を相談している相手(カッコ内は回答数)

相談先	精神障害者・通院 (799)	精神障害者・入院 (179)
家族	73.2	73.7
医療機関の職員	38.3	36.3
友達、仲間	34.2	31.3
通っている施設等の職員	20.7	10.6
区役所等の行政機関	16.0	22.9
参加している活動のスタッフ	7.4	6.7
ボランティア	3.1	3.9
その他	7.5	5.6

##### ■ 将来の障害福祉について特に重要だと思うこと(カッコ内は回答数)

項目	精神障害者・通院 (890)	精神障害者・入院 (209)
困ったときの相談体制が整っていること	77.5	73.2

##### 【グループモニタリング結果より】 (平成15年8月実施)

夜間に一人でいると不安になることが多い。

いつでも相談しやすい環境が欲しい。

情緒が不安定になってきたとき、周囲がうまくキャッチして繋ぎ役になってあげられれば良い。

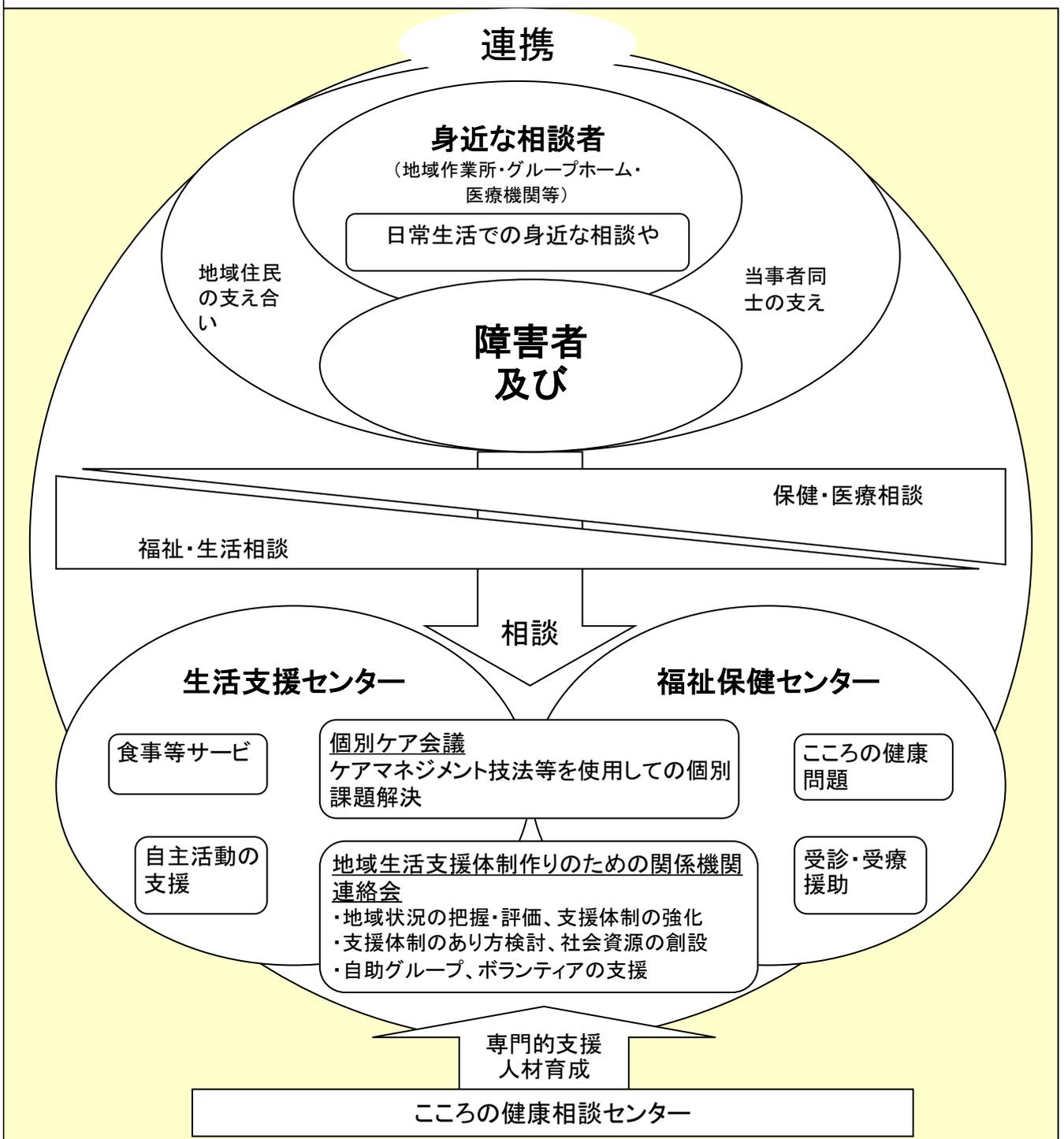
「高齢化による親亡き後の生活に対する不安」の相談が多く、支援の充実やネットワークの重要性を感じている。

### 今後の考え方

- ・ 精神障害の特性から、生活や福祉に関する相談とあわせ、保健・医療についての相談を体系的に行うとともに、引き続き個人情報の保護に留意していく必要があります。
- ・ このため、現在の相談支援や関係機関との連携を、①日常生活での身近な相談や情報提供 ②福祉・生活相談 ③保健・医療相談に体系化し、相談支援システムの体制を充実させます。
- ・ 相談体制が十分に機能するために、個別相談、当事者支援、地域づくりなど、さまざまな援助手法を身につけた支援者の人材育成や関係機関相互の連携・ネットワークづくりを進めます。
- ・ 精神障害者の地域生活を継続には、「当事者同士の支え合い（ピアサポート）」も重要です。そのため当事者グループ・家族会等自助グループなどへの支援を継続的に行っていきます。
- ・ 地域精神保健福祉に関する事業の企画・実施・評価を行い、地域生活支援体制の強化に努めます。

## 推進する主な施策・事業

事業名	推進内容
相談支援システムの充実	区域において区福祉保健センターや生活支援センターが中心となり、支援機関・支援者との連携のもと障害者の生活を支援します。
専門性の向上のための研修の実施	支援を行う職員や当事者・ボランティア等が、適切な援助や地域づくりを目的に「ケアマネジメント研修」等を行います。
自助グループ・ボランティアグループの支援	地域支援体制を支えるために、自助グループやボランティアグループの活動に対する支援を行います。



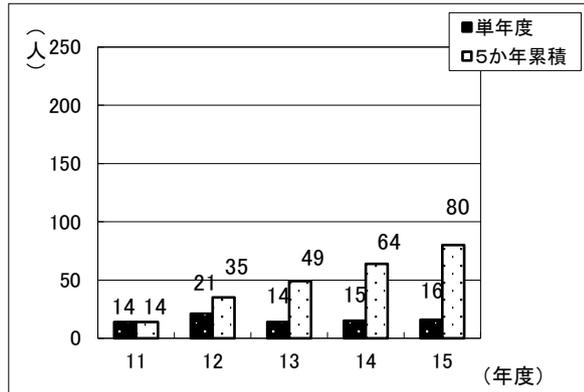
# 重点施策（3） 地域生活移行システムの構築

## ア 身体障害・知的障害

### 現 状

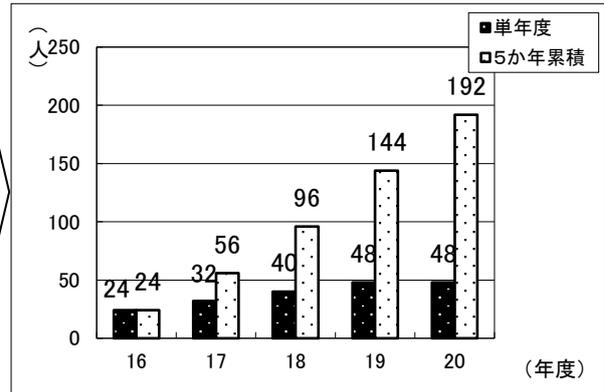
ノーマライゼーションの理念の普及により、障害者は施設において一生涯を暮らすのではなく、身近な地域で自立した生活を送ることが当たり前前の生活であると考えられるようになりました。しかし、本市が所管する入所型援護施設18施設1010名定員のいずれの施設も常時定員充足状態が続いているという状況に大きな変化は見られず、知的障害者入所更生施設の地域生活移行者数の推移（図1参照）から類推されるように、入所型援護施設において利用者の滞留化の傾向と、地域生活への移行が進んでいないということがうかがわれます。

図1 入所型施設利用者の地域生活移行の実績（5カ年）



『平成15年11月市内各施設聴き取り調査(障害福祉課)』より集計

図2 入所型施設利用者の地域生活移行の見込み（5カ年）



\* 毎年2施設(成人12施設)ずつ自活訓練事業を拡大した場合の地域生活移行者数の見込み

### 今後の考え方

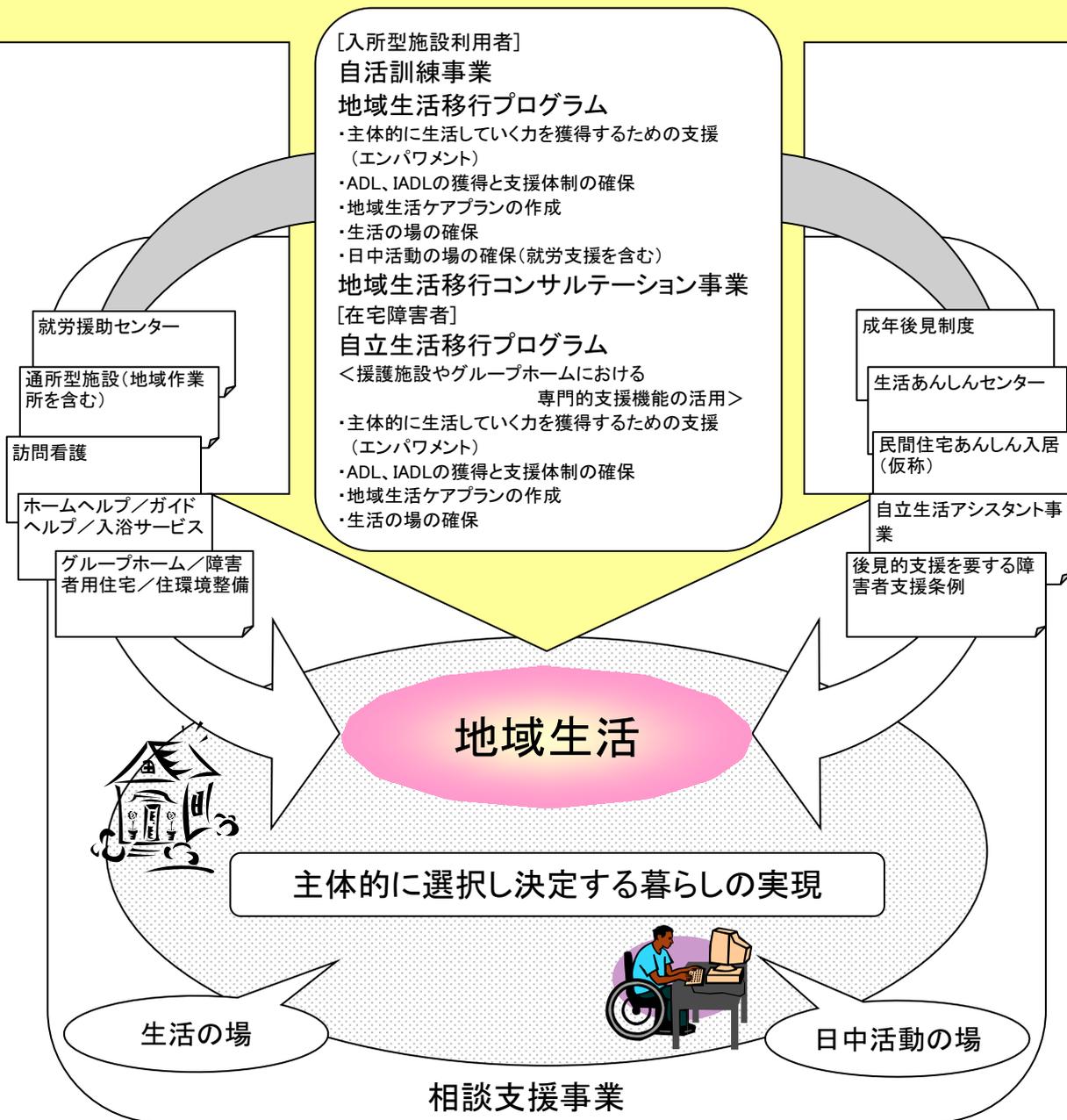
入所型援護施設を一生涯を送る施設とするのではなく、地域生活支援型施設と位置づけ、現在入所している障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域における生活環境のより一層の充実を図るとともに、施設においても地域生活を想定した生活環境を用意し実用的な自立に向けての支援に取り組んでいきます。また、家族と同居している障害者に対しても、家族と離れ円滑に地域生活が営むことができる支援にも取り組んでいきます。

### 推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
入所型施設利用者の地域生活移行の推進	現在、市内知的障害者入所更生施設4施設で行なわれている自活訓練事業を、市内全12施設への実施（1施設4人を想定）を目指します（図2参照）。さらに、知的障害児施設への拡大も図ります。また、現行では知的障害者入所更生施設に限定されていますが、入所型身体障害者更生援護施設における地域生活移行プログラムのあり方についても検討を進めていきます。
地域生活移行支援事業の導入	地域生活移行に取り組んでいる、もしくはこれから取り組んでいこうとする施設を支援するため、自活訓練事業に実績のある知的障害者入所更生施設で行われている現行プログラムのマニュアル化を図るとともに、地域生活の具体的なイメージを持つためのビデオ等の作成等を行ない、障害者本人のニーズや意向を十分に把握した上で地域への移行を図ることができるよう、支援員、利用者、家族ごとに実用性の高い地域生活移行プログラムの作成に取り組めます。 また、作成したプログラムを提供するだけでなく、専門的な助言（コンサルテーション）を行なうことのできる人材の育成にも取り組めます。

在宅障害者の自立生活の促進	親元を離れて自立生活を希望する障害者に対して、グループホームにおける体験入居の活用や入所型施設における自活訓練事業の活用等入所援護施設が有する専門的支援機能の有期限有目的的な活用等による、自立生活に向けて必要な支援プログラム（自立生活移行プログラム）のあり方について検討し取り組んでいきます。
地域生活を送るための住環境の充実	障害者が地域生活を送ることができる場のひとつであるグループホームについて、引き続きニーズに応じた整備を進めていくとともに、重度障害者が安心して利用できるような仕組みの検討を含めて、より一層の充実を図ります。

**入所型障害児・者援護施設／在宅(通所者・就労者)**



\* ADL(日常生活動作／Activities of Daily Livingの略)  
食事、更衣、整容、排泄、入浴、歩行、移動などといった、人間が毎日の生活を送るために繰り返し行なっている基本的な動作をいいます。

\* IADL(手段的日常生活動作／Instrumental Activities of Daily Livingの略)  
食事や排泄などのADL(日常生活動作)のほかに、電話をかける、調理をする、洗濯をする、金銭管理をする、薬を管理する、買い物や外出をする、交通機関を利用するなど、社会生活を送る上で必要な動作のことをいいます。

## イ 精神障害

### 現 状

- 横浜市における精神科医療の状況  
全国に比較して少ない病床数 人口万対 16.0床 (全国平均 28.1床)
- 地域生活への移行を促進するための基盤整備の現状
  - 精神障害者の地域生活移行を阻害する最も大きな要因  
→社会全体の誤解と偏見=こころのバリア (アンケート調査から)
  - 地域生活を支えるための基盤整備の現状  
→例えば入所施設が生活訓練施設(40人)しかないなど一層の基盤整備の必要
    - ・病院から地域生活への入口として生活訓練施設が整備されています。
    - ・生活の場の確保のためにグループホームが設置されています。  
しかし、一方で民間アパートなどの住居の設定が難しい現実
    - ・日常の生活を支えるために、生活支援センターの整備を進めています。
    - ・地域作業所や授産施設は日中の生活を支える重要な役割を果たしています。
    - ・居宅での日常生活を援助するために14年度からホームヘルパー派遣を実施しています。

【ニーズ把握調査より】平成15年8月実施アンケート

#### ■ 今後の精神保健福祉サービスなどについて重要と思うもの(カッコ内は回答数)

重要と思うもの	精神障害者・通院 (922)	精神障害者・入院 (209)
困ったときの相談体制	77.5	73.2
救急医療や訪問看護など、医療体制	45.6	39.7
仲間同士の交流ができる場所や機会	39.4	43.1
作業所や授産施設などの通える施設	31.2	30.1
働くための相談・情報提供の体制	46.9	38.8
グループホームなど、安心して住めるところ	29.0	40.2
ショートステイなど、休息のために数日間泊まれるところ	24.8	25.8
ホームヘルプサービスなど、日常生活に必要な支援	34.7	34.4
病気や障害に関する社会の理解	63.4	54.5
その他	3.6	5.3

#### ■ 退院後、希望する過ごし方(精神障害者・入院調査、回答数=201)

仕事やアルバイトをしたい	44.8
学校に通学したい	9.0
病院や診療所のデイケアに通いたい	24.9
区福祉保健センターの生活教室に参加したい	16.9
地域作業所に通いたい	26.9
生活支援センターを利用したい	24.4
授産施設に通いたい	9.0
家でくつろぎたい	13.4
その他	

### 今後の考え方

- 精神障害者の「地域生活移行」は、入院治療を必要としなくなった人を、地域生活へ「移行」することが重要であるとともに、現に地域で生活する精神障害者も、再入院や症状の悪化を防ぐためにも、基本的に本人の意思に基づいて「その人らしさ」をいかせる援助が必要です。
- 基盤の整備に積極的に取り組んでいく必要があります。同時に、現行の諸制度等を、利用しやすさや制度の柔軟性などの点から点検し、従前の整備・運営手法にとらわれず、改善と工夫を行うことが必要です。
- 従事者の個別援助技術の向上、地域のネットワークづくりの推進などを通じて、良好なサービスを提供できるよう取り組みます。
- 退院促進については、国の退院促進支援事業を取り入れながら、本市にあった方法を検討しモデル実施します。

### 推進する主な施策・事業

事業名	推進内容
生活訓練施設の整備・運営	退院直後の訓練に有効な施設です。地域社会での作業訓練や生活指導訓練などを通して、社会参加を図る場として整備します。
グループホームの整備・運営	地域の中で、自立した生活を送るための場を整備します。生活障害の程度等に応じ、効果的な運営を検討します。
民間住宅あんしん入居（仮称）	家賃等の支払い能力はあるが、民間賃貸住宅への入居が難しい障害者等の入居保障や居住継続を支援します。
生活支援センターの整備・運営	区との分担のもと、在宅生活を支える相談支援機能を強化し、地域の精神保健福祉の拠点施設として、整備・運営手法を工夫し、引き続き整備を進めます。
小規模通所施設等の整備・運営	地域作業所の小規模通所授産施設への転換を促進します。利用者の状態やプログラムに応じた、きめ細かい運営について検討します。また、運営団体の法人化を支援します。
ホームヘルパー派遣	在宅生活を支援するため、家事援助などを行うホームヘルパーを、必要な人に早期に派遣ができるよう、引き続き充実します。
退院促進支援事業	国の制度を活用しつつ、本市に適合するよう工夫しながら、モデル実施します。また、訪問看護のあり方についても検討します。

## ウ 難病患者

### 現 状

横浜市における難病患者のうち国の特定疾患治療研究事業の対象疾患患者数は、約1万5千人です。平成12年のアンケート調査によると、回答者の約1割が、医療機関や福祉施設に入院・入所を繰り返しており、在宅で療養している人の約2割が、「介助が必要」と回答しています。また、約3割の人が、月1回以上の通院をしています。難病患者の要望としては、治療方法の研究・開発などの医療の充実を上げる人が最も多く、次いで、福祉サービスメニューの拡充をあげる人が多くなっています。

### 今後の考え方

難病対策については、国の「難病対策要綱」により、国、県、市がそれぞれの役割により、各種事業を実施しています。横浜市では、難病患者が地域で安心して生活できる支援に取り組んでまいります。特に、難病特別対策推進事業や難病患者等居宅生活支援事業等の福祉サービスの充実を図ります。

### 推進する主な施策・事業

事業名	推進内容
短期入所施設の拡充	難病患者が、家族などにかわって一時的に介護を受けられる施設を拡充します。
難病患者外出支援サービス事業	外出困難な難病患者に対し、通院等の支援を行います。
神経系難病患者等の短期入所施設の整備	人工呼吸器等を装着した難病患者が、家族などにかわって一時的に介護を受けられる施設を確保します。

# 重点施策（４） 医療環境・医療体制の充実

## ア 身体障害・知的障害

### 現 状

障害児・者の地域生活を支える基本的な要件のひとつに、障害児・者が安心して受診することのできる医療機関が身近にあることと医療機関相互の連携が図られていること、そして日常的な健康管理に係る支援を受けられることが挙げられます。

本市では、平成14年度に、障害児・者を取り巻く医療環境について実態調査を行ないました。実態調査によれば、障害に起因するさまざまな要因により、受診時や入院時に本人や家族が負担を感じている傾向が見られます(図1、図2参照)。また、自宅等地域で生活を送る中で、健康面について気軽に相談できる場所が少ないことや服薬管理がうまくできないことに負担を感じている傾向も見受けられます(図3参照)。

現在、歯科医療においては障害児・者歯科診療として体系的に取り組んでいますが、身近なかかりつけ医師や医療機関の必要性を感じている障害のある方も多く、その期待の大きさがうかがわれます(図4参照)。

【『障害児・者の医療環境に関する調査報告書（平成15年3月）』より抜粋】

(平成14年度時点における市内在住の65歳未満の障害児・者4,000人を対象)

図1 受診時に困ること

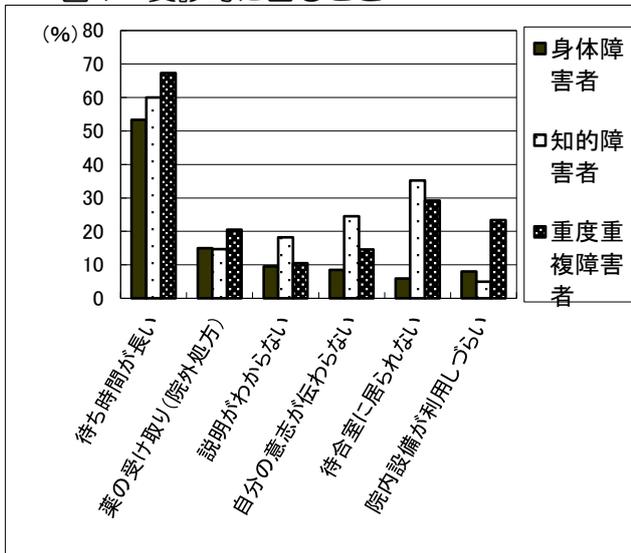


図2 入院時に困ること

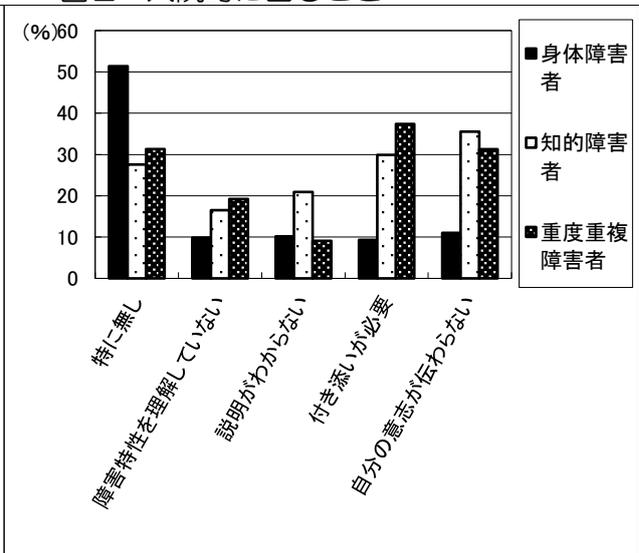


図3 在宅で困ること

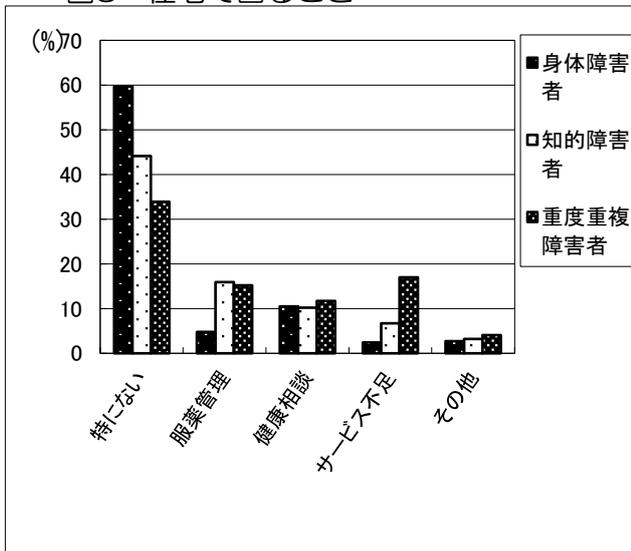
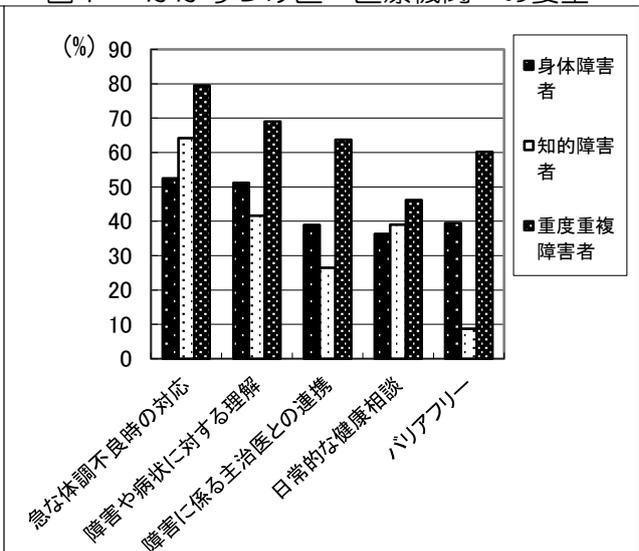


図4 かかりつけ医・医療機関への要望



※複数回答であるため、合計値は100を超える。

## 今後の考え方

障害児・者が病気になった時に、安心して適切な医療が受けられるよう、障害に係る主治医と地域の医療機関との診療情報やコミュニケーションを含めた支援体制とネットワークづくりをさらに進めていきます。また、障害児・者の診療体制の整備や医療スタッフの育成に取り組んでいくとともに、受診時や入院時の本人や家族に対する支援体制、予防と病気の早期発見を図るための日頃の健康管理・健康相談の充実にも取り組んでいきます。

また、常時医療ケアが欠かせない重度重複障害児・者の生活を支援するために、重症心身障害児施設等を整備するとともに、医療提供体制の拡充を図ります。

## 推進する主な施策・事業

事業名	推進内容
障害児・者の受診環境の整備	障害児・者が体調不良時に身近な医療機関において円滑に受診できるよう、障害者健康手帳（仮称）のモデル事業を行うなど、受診時の負担の軽減を図り障害に係る主治医と地域の医療機関が連携を図りながら診療を行なうことができる仕組み作りを進めます。また、入院時においても、本人や家族の負担の軽減を図るために、入院時支援の実施に向けた検討を進めます。 さらに、市立病院や地域中核病院等における地域医療機関との連携体制と、障害児・者への医療提供の仕組みについても整備し推進します。
医療従事者の障害理解の推進	医療機関に従事する医師等の医療スタッフが障害を理解し、診察時に障害特性を踏まえた配慮があらゆる場面で行われるように、障害理解・啓発のためのシンポジウムや障害特性を理解するための研修を行うほか、医療機関における障害特性に即した診療支援マニュアルの作成に取り組んでいきます。
障害児・者に対する在宅での看護及び介護等の充実	障害児・者が在宅において適切な看護・介護が受けられることができるよう、訪問看護師等が障害特性に対する知識と看護・介護技術を習得することを目的とした研修を実施します。
重症心身障害児施設 の整備	重症心身障害児施設を横浜市東部病院に併設・整備するとともに、地域において重度重複障害児・者が適切な医療を受けられる体制を整備します。

## イ 精神障害

### 現 状

精神障害のある市民の地域生活を支えるための基本的な仕組みのなかには、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。特に、夜間や休日などの医療機関が診療していない時間帯の医療体制の整備が課題となっています。14年4月から三次救急の24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ、精神疾患に対する救急医療体制は十分とは言えません。

通院患者に対するアンケート調査からは、夜間や休日に医師の診断を受けたいと思った経験があると答えた人は43.7%であり、また、今後、夜間や休日に具合が悪くなったとき、あったら良いと思うサービスについて、外来診療などを希望する割合が高いことがうかがえます。

また、精神疾患だけでなく身体疾患も併発した場合には、精神科と他科が連携・協力できる治療体制が求められています。

#### ニーズ把握調査結果より

(平成15年8月実施アンケート)

#### ■ 今後、夜間や休日に具合が悪くなったとき、あったら良いと思うサービス

外来診療が受けられるサービス	65.4%	入院診療が受けられるサービス	29.0%
医師による電話相談	53.0%	医師以外のスタッフによる電話相談	25.3%

※複数回答であるため、合計値は100を超える。

#### 【グループモニタリング結果より】 (平成15年8月実施)

精神科は、夜間、土日、医師不在のとき、救急体制がないのが現状。

かかりつけでない患者が突然やってきても対応できるよう診療スタッフの充実を進めるべき。

ちょっとした不安が多いので、かかりつけでなくても、他の先生でもいいから、診て欲しい。

### 今後の考え方

精神症状の急な悪化等に対応するため、民間医療機関の協力を得ながら、初期から三次までの24時間精神科救急医療体制の整備を進めていきます。

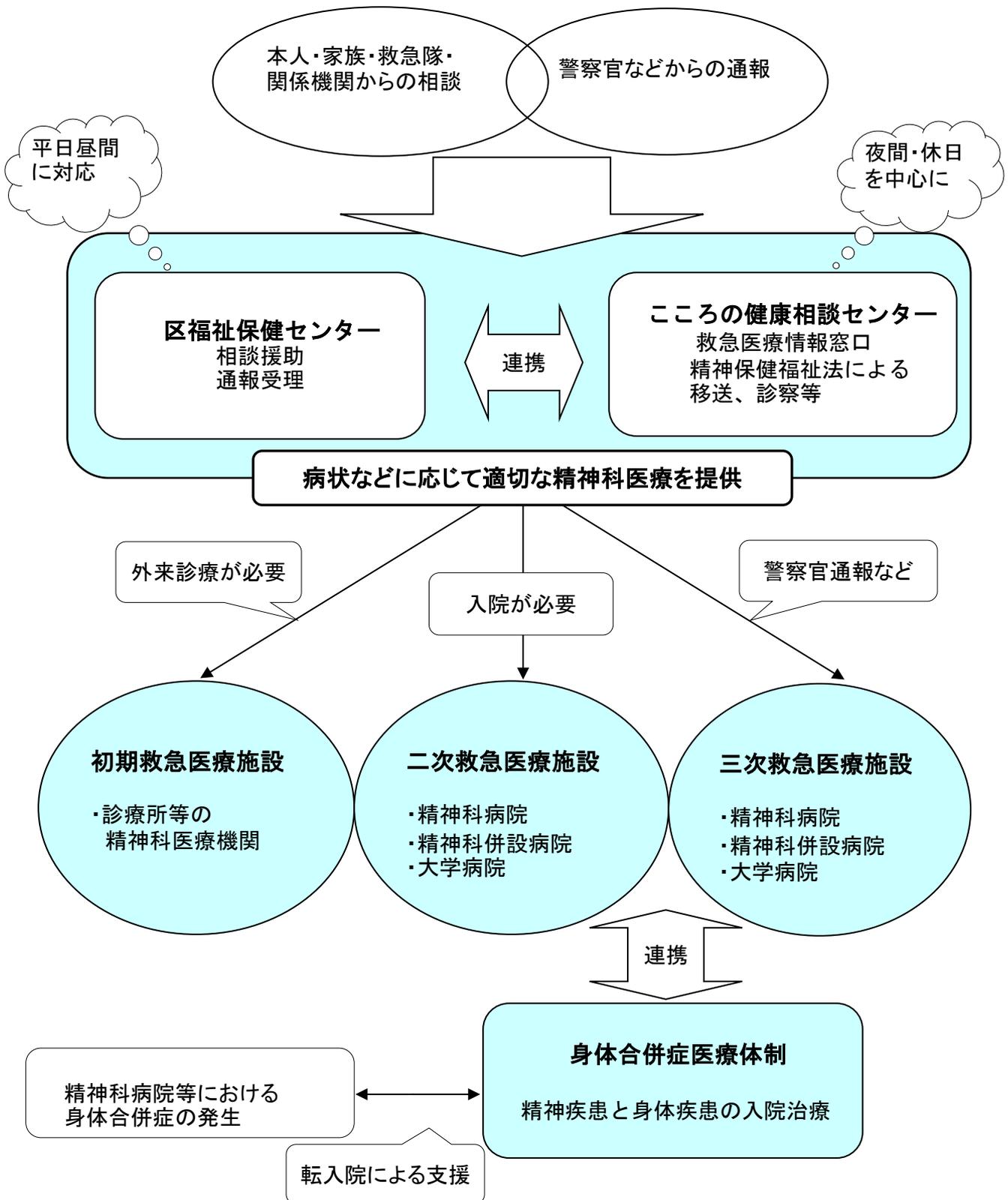
症状に応じて適切な医療を提供するため、新たに、外来診療を行う初期救急を整備するとともに、入院が必要な場合に病院を紹介する二次救急を拡充します。

また、新たに身体合併症治療体制を構築します。

### 推進する主な施策・事業

事業名	推進内容
精神科救急医療対策事業	初期から三次までの24時間精神科救急医療体制を、民間医療機関の協力を得て整備するとともに、夜間および休日の入院を受け入れる基幹病院の体制の充実などをすすめます。
初期救急医療体制の整備	早期に適切な医療を受けられるよう、多くの医療機関が診療していない土曜の午後及び休日昼間の診療体制を整備します。
二次救急医療体制の拡充	22時以降の時間帯が未実施である平日及び祝日について、24時間体制に拡充します。
基幹病院の整備	夜間や休日に二次、三次を受け入れる基幹病院として、新港湾病院及び横浜市東部病院に救急病床を整備します。
精神科身体合併症医療体制の整備	新港湾病院に身体合併症治療病床を設置し、新たな身体合併症医療を実施します。

# いつでも安心して治療を受けられる24時間の精神科救急医療体制



- \* 初期救急 : 精神症状の悪化により、外来診療が必要とされる場合
- \* 二次救急 : 精神症状の悪化により、入院治療が必要とされる場合
- \* 三次救急 : 自傷他害のおそれがあり、警察官などの通報により診察を実施する場合

## (5) 障害児の生活・学習環境の整備

### 現状

1. 盲・ろう・養護学校及び個別支援学級に在籍するあるいは通級による指導を受ける児童生徒の比率は近年増加していて、小・中学校児童生徒数に対する割合は、平成6年度1.39%から、平成15年度2.28%となっています。(10年で約1.4倍)
2. 特に小・中学校の個別支援学級に在籍する児童生徒が増加傾向にあって、知的障害等の状態が重度化、多様化する一方、肢体不自由養護学校では、障害の重度化・重複化に伴い、医療的ケアを必要とする児童生徒が約4割を占める等増加しています。
3. 教育相談件数におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症などにかかわる相談が急増(全体の25%)していて、その教育的対応が求められています。
4. 特殊教育教諭免許状保有率が盲・ろう・養護学校の教員の半数程度であるなど専門性が不十分な状況であり、教員の専門性の確保とともに、幅広い分野の関係機関との連携が必要です。

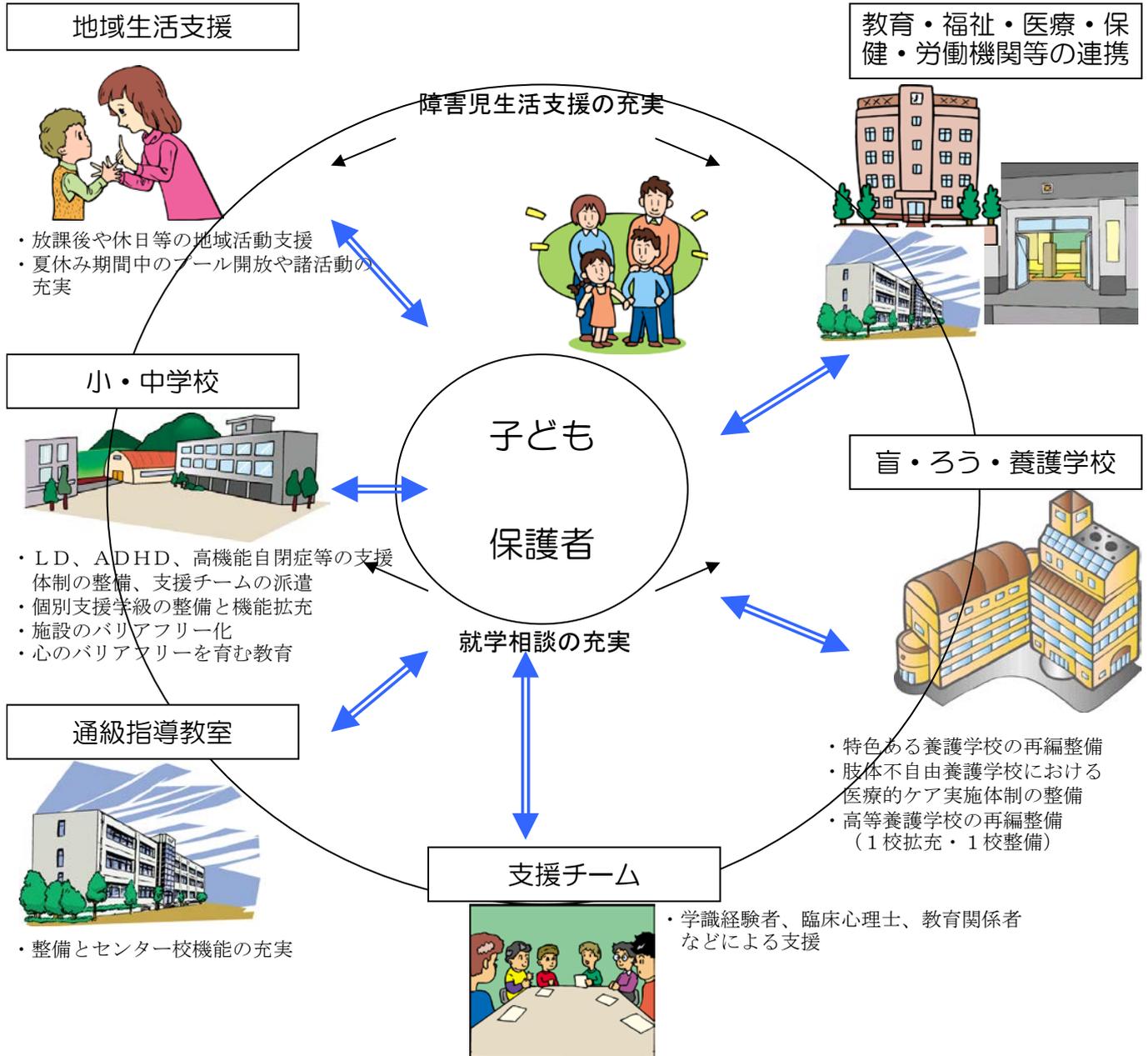
### 今後の考え方

1. 学齢障害児や家族への情報提供や相談、夏休み支援事業など、様々な支援策を通じて、地域で安心して生活できる環境整備を推進します。
2. 養護学校や個別支援学級、通級指導教室で学ぶ子どもや、通常の学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの軽度発達障害等の障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、生活や学習上の困難を改善・克服し、能力や可能性を最大限に伸ばす多様で柔軟な教育を推進します。
3. 教員の専門性の向上と人材養成による指導の充実を図ります。また、幅広い分野の専門家の活用や、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携を深め、就学前から学校卒業後まで一貫した支援体制を構築します。

事業名	内容
軽度発達障害児支援事業	専門家による支援チームを設置し、学校への訪問相談・指導を行うとともに、専門的な相談に対応できる教員を養成する研修を実施します。
高等養護学校の再編整備	軽度知的障害児などの進学希望に対応するため、高等養護学校の拡充・整備を行うとともに、社会の変化に対応した教育内容の充実を図ります。
肢体不自由養護学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由養護学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施体制を整備します。
障害児学校生活支援事業	小・中・盲・ろう・養護学校に在籍する児童生徒の保護者が行っている介助や登下校を支援します。
学校施設のバリアフリー化	エレベータの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。
学齢障害児夏休み支援事業	学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、教員や地域協力者によるプール開放や部活動・文化活動を行います。
障害児及びその家族への生活支援	地域療育センター及び行政機関が、各障害児福祉関係機関や地域のインフォーマルサービス提供機関等とネットワークを図り、障害児及びその家族の地域生活
学齢障害児地域生活サポート事業	学齢期の障害児とその家族の日常的な暮らしを支えるため、いつでも気軽に利用できる場の提供や、地域の課題に応じて様々な事業を実施する地域拠点をモデル的に開設します。

事業名	内容
軽度発達障害児支援事業	専門家による支援チームを設置し、学校への訪問相談・指導を行うとともに、専門的な相談に対応できる教員を養成する研修を実施します。
高等養護学校の再編整備	軽度知的障害児などの進学希望に対応するため、高等養護学校の拡充・整備を行うとともに、社会の変化に対応した教育内容の充実を図ります。
肢体不自由養護学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由養護学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施体制を整備します。
障害児学校生活支援事業	小・中・盲・ろう・養護学校に在籍する児童生徒の保護者が行っている介助や登下校を支援します。
学校施設のバリアフリー化	エレベータの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。
学齢障害児夏休み支援事業	学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、教員や地域協力者によるプール開放や部活動・文化活動を行います。
障害児及びその家族への生活支援	地域療育センター及び行政機関が、各障害児福祉関係機関や地域のインフォーマルサービス提供機関等とネットワークを図り、障害児及びその家族の地域生活
学齢障害児地域生活サポート事業	学齢期の障害児とその家族の日常的な暮らしを支えるため、いつでも気軽に利用できる場の提供や、地域の課題に応じて様々な事業を実施する地域拠点をモデル的に開設します。

# 障害児の生活・学習環境の整備・支援



## ■子どもが充実した夏休みを過ごすために望むこと

(複数回答)	回答数 (人)	割合 (%)
障害児も参加できるレクリエーション活動を増やす	538	44.6
小・中学校で障害児が参加できる行事、活動の実施	242	20.1
盲・ろう・養護学校で夏休みに参加できる行事を増やす	236	19.6
学校の施設を開放する	124	10.3
公的施設を障害のある子供たちも使いやすいようにする	275	22.8
一緒に過ごしてくれるボランティアやヘルパーを増やす	408	33.8
特にない	123	10.2
その他	48	4.0
無回答	26	2.2

## ■これからの障害児教育で大切にしていきたいこと

(複数回答)	教員 (%)	保護者 (%)
地域の中で、障害の有無にかかわらず同じ場で学ぶこと	13.7	15.7
障害やニーズに応じた専門的な教育を充実させること	55.6	43.4
いろいろな教育の場を選択できること	25.2	19.1
学校の施設の整備をすすめること	11.1	5.1
教員の専門性を向上させること	15.4	32.8
障害への理解・啓発をはかること	18.8	28.9
福祉や医療との連携をはかること	17.9	9.4
幼児期から成人期までの一貫した教育の支援体制をつくること	34.2	35.6

【横浜市の教育ニーズ調査:障害児教育関連より】 (平成15年9月実施アンケート)

## 重点施策（6） 障害者の就労支援の拡充

### 現 状

障害者の就労支援については、就労援助センターで年間100人前後の企業就労者を出すなど一定の成果を上げています。

しかしながら、障害者雇用率は低下を続けるなど障害者の就労を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。また、精神障害者については、障害者雇用率制度の対象とすることが検討課題とされている段階であり、就労はより厳しい状況にあります。

- ①就労援助センターの利用実績（次ページ図1）
- ②神奈川県障害者雇用状況（同図2）
- ③神奈川県内の公共職業安定所に登録されている有効求職者数（同図3～5）

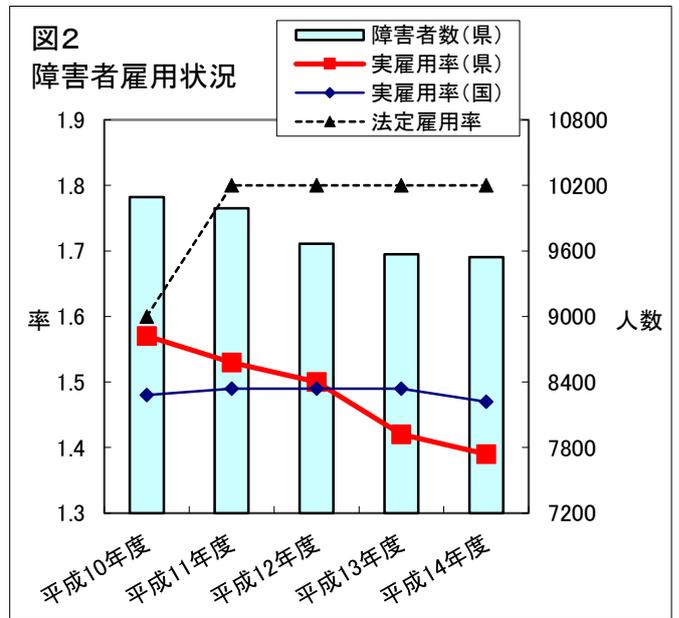
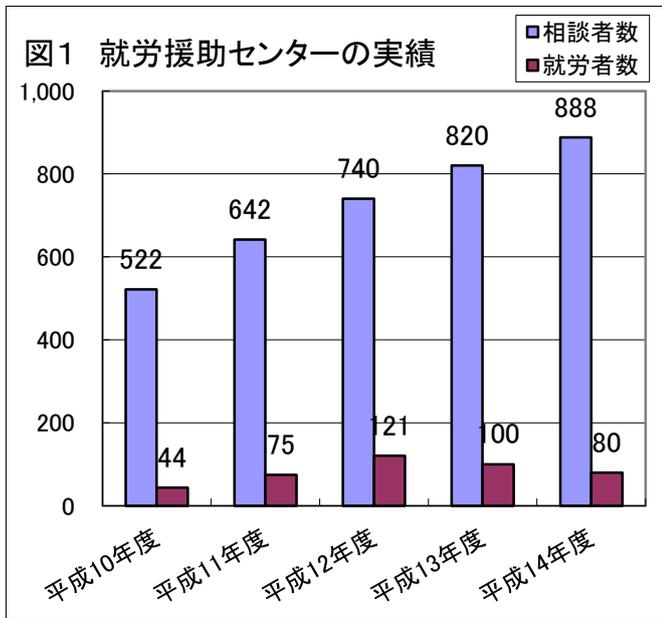
### 今後の考え方

障害者が就労を通じて積極的に社会参加し、経済的基盤を確立し自立した生活を送るためには、障害者自身の能力がそれぞれ十分に発揮されるような多様な働き方が求められ、また、そのための条件整備が必要不可欠です。

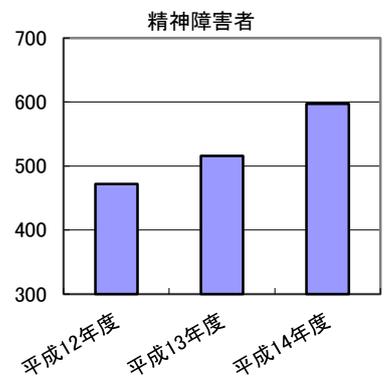
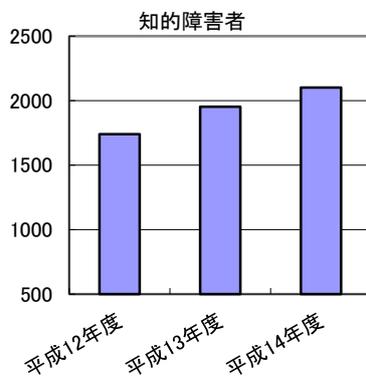
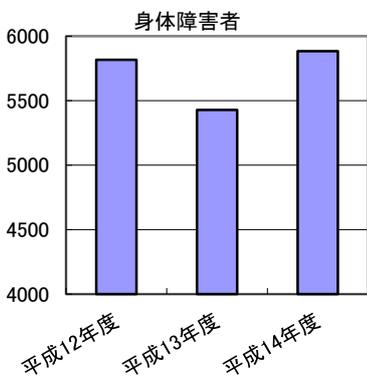
そこで、雇用の場の拡大、学齢期から障害の状態等に応じた職業教育や進路指導を充実するなど障害者のスキルアップ、一般就労支援の強化、福祉的就労の充実など、求職者側・求人側害双方への施策を展開し、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者が生活する地域でその特色を活かした就労支援策の展開を検討していきます。

### 推進する主な施策・事業

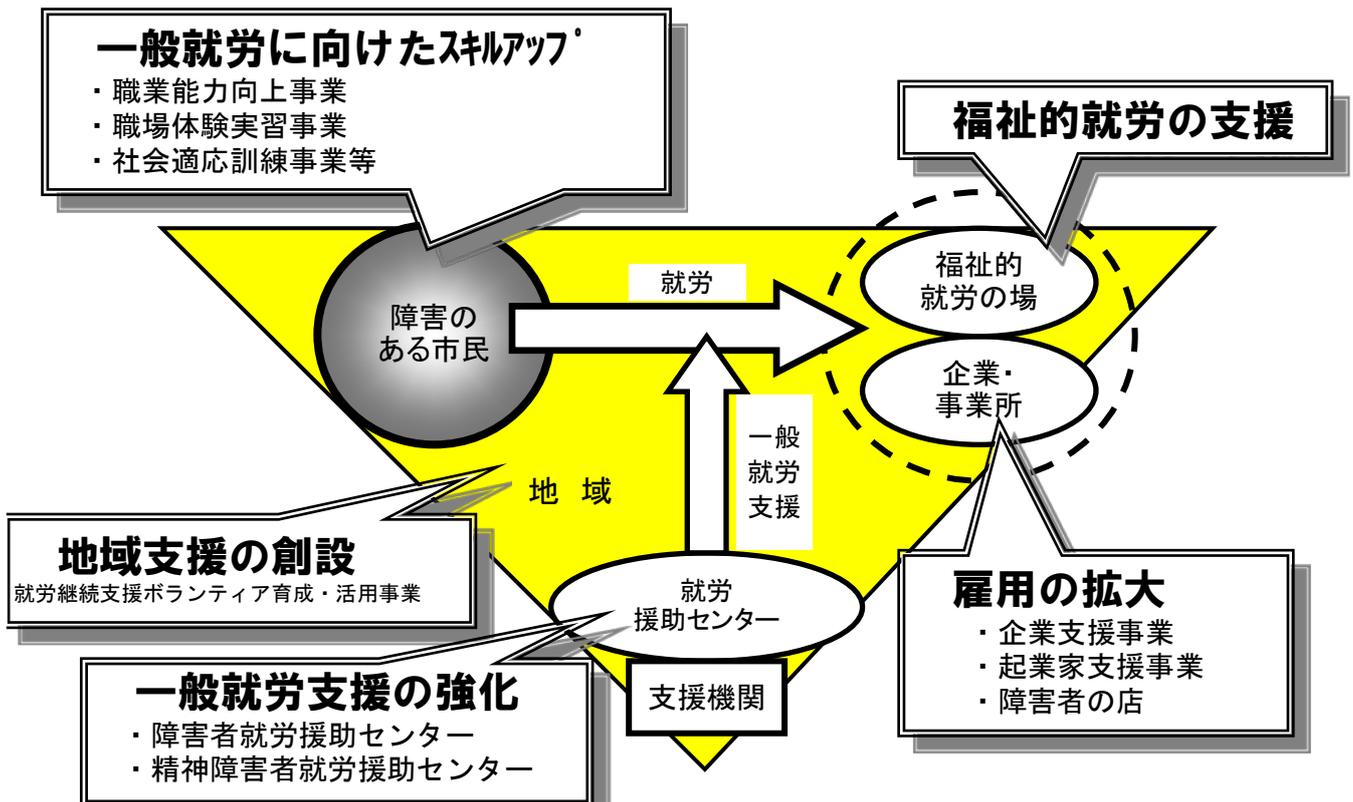
事業名	内 容
1 雇用の場の拡大	職を求める多くの障害者のため、雇用の場を拡大する事業を推進します。
企業支援事業	障害者雇用を検討する企業等に対する相談・助言・特例子会社設立のノウハウの提供等を行います。
起業家支援事業	知的障害者を雇用する起業家に対する創業の支援を行います。
障害者の店	就労の場であると同時に市民の障害者理解促進にも貢献する障害者が働く店を整備します。
2 一般就労に向けたスキルアップ	企業等の求めに対応できるよう、障害者の職業能力の向上を図るなどの事業を推進します。
職業能力向上事業	障害者の職業能力の向上を図るため、実践的な技術を習得する研修を実施します。
職場体験実習事業	知的障害者が企業で働く準備をするため、職場体験実習を行います。
精神障害者社会適応訓練事業	協力事業所に一定期間通い、社会生活への適応のため必要な訓練を受けることにより、社会復帰及び社会経済活動への参加ができるよう援助します。
高等養護学校等での職業教育	社会参加や自立を目指して、高等養護学校の教育内容を、産業構造の変化にあったものに見直し、職業教育の充実を図ります。
3 一般就労支援の強化	企業等への就労を推進するため、関連機関と連携し、在宅の障害者や養護学校卒業生等への就労支援を強化します。
障害者就労援助センター	就労を希望する障害者の相談、訓練、職場開拓、定着支援等を行う就労援助センターを整備します。
精神障害者就労援助センター	
高等養護学校就労支援	高等養護学校に就労支援指導員を配置し、就労先の確保を図るため実習職場を開拓するとともに、就労先を定期的に訪問して企業や卒業生の相談を受けるなど定着指導を行います。
4 地域支援の創設	障害者の就労を地域で支える観点から、ボランティアの育成・活用や地域でその特色を活かした支援策の検討を行います。
就労継続支援ボランティア育成・活用事業	知的障害者の就労継続のため、障害者へ助言等を行うボランティアを育成し就労継続の支援を行います。
5 福祉的就労の充実	小規模通所施設等における福祉的就労の充実を図るために、企業受注や工賃増に対する支援策の検討を行います。



**図3～5 求職者数**



**図6 障害者の就労支援の拡充 スキーム**



## ■ 主な事業・施策

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
普及啓発	障害理解のための学習環境・カリキュラムの整備	学校教育や生涯学習などの中で、障害や精神疾患に対する正しい理解と認識を深めるための教育や、小・中学校と養護学校との交流教育を推進します。	推進	推進
	市民参加による啓発事業検討プロジェクトの設置	公募等による検討委員(当事者等)により、効果的な啓発事業の方法を検討します。	—	推進
	地域単位などで障害理解を深める普及啓発活動の検討・実施	当事者・家族・関係機関等と協働で検討・実施します。 地域関係機関・企業や学校等での研修会や講演会などの実施について、内容の検討や講師の派遣など、開催についての総合的な支援を行います。	—	推進
	障害者と市民の交流の促進	障害者への理解や、地域住民相互の関わりあいをつくるために、地域でコミュニケーションを図る事業を実施します。	—	推進

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
相談支援システム	相談支援事業の充実	障害者地域活動ホーム・精神障害者生活支援センターや区福祉保健センターが中心となり、各相談支援機関や関係機関と連携を図ることにより、障害者の地域生活を支援します。	障害者地域活動ホーム 5か所 施設 5か所 生活支援センター 4か所	推進
	地域生活支援会議の開催	区を単位として、地域生活を支援する機関の連携を密にし地域の課題・ニーズを共有化するとともに、支援のあり方や支援後のフォロー状況の確認等を行うための会議を開催します。事務局は区福祉保健センターと相談支援事業を実施する障害者地域活動ホームが担います。	—	推進
	障害児地域療育センター	就学前の障害児に必要な指導や訓練を行う施設を整備します。また、学齢期の障害児にも相談や診療などを実施し、障害児療育の拠点として機能強化します。	6か所	8か所
	障害者地域活動ホーム	身体障害児・者や知的障害児・者の地域を支援するため、相談支援事業や地域生活支援事業などの必要なサービスを提供する拠点施設を整備します。また、既存ホームの機能強化をすすめます。	28か所 (機能強化 20か所)	40か所 (機能強化 23か所)
	精神障害者生活支援センター	精神障害者の日常生活を支援するため、相談、情報提供、イブニングケア等の在宅支援を行う拠点施設を整備・運営方法を工夫しつつ推進します。	4か所	推進
	こころの健康づくり推進事業	こころの健康相談センターを中心に、電話相談や専門相談の拡充、専門職の養成・確保等を行うとともに、こころの健康づくりにかかわる情報や学習機会を提供し、地域の活動を支援します。	推進	充実
	横浜生活あんしんセンター	権利を守るための相談や契約に基づく金銭管理サービスなどの日常生活の支援を各区の社会福祉協議会で実施します。	センター 1か所 窓口 18か所	センター 1か所 窓口 18か所
	地域ケアプラザ	福祉保健に関する相談、活動の振興、福祉保健サービスを身近な場で総合的に提供する施設を整備します。	93か所	114か所
	後見的支援条例	後見的支援の必要な障害者が地域で安心して生活できる環境づくりを推進し、障害者やその親等の安心が実現するよう必要な支援を行います。	推進	推進

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
相談支援システム	専門性向上のための研修の実施	精神障害者の地域生活支援を行う職員等の援助技術の向上を目的とする研修等を行います。	—	推進
	自助グループ・ボランティアグループの支援	精神障害者の地域生活を支援する自助グループやボランティアグループの活動に対する支援を行います。	—	推進
	情報バリアフリー支援の推進	デジタルデバインド(情報格差)を解消するための支援や、新たな情報伝達手段(文字放送、SPコード等)の普及を推進します。	IT講習開催、機器の給付・助成	推進

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
地域生活移行システム	地域生活移行プログラムの検討・作成	<知的> 入所施設から地域生活への移行や、親元からの自立を支援するプログラムを検討し、作成します。	—	推進
	地域生活移行・支援システムの構築	精神科病院からの退院の促進とその後の地域生活を支えるためのネットワークづくり、基盤整備のあり方を検討します。	—	推進
	民間住宅あんしん入居(仮称)	家賃等の支払い能力はあるが連帯保証人が確保できない等を理由に、民間賃貸住宅への入居に困窮している障害者等の入居保障や居住継続を支援します。	—	推進
	市営住宅の供給	市営住宅への入居を希望する障害者に配慮した利用や、仕様の住宅を供給します。	推進	推進
	福祉保健活動への支援	公益的な地域福祉保健活動を行うボランティア団体、NPO法人等に対し、活動への支援を行います。	推進	推進
	駅・まち楽々歩行空間	市内の主な駅から、だれもが安全・快適に主要な施設に行けるよう、交通バリアフリー法にもとづく基本構想を定めバリアフリー化を図ります。	推進	推進
	公共交通機関のバリアフリー化	鉄道駅舎へのエレベーター等の設置・ノンステップバスの導入促進を図ります。	107駅 市営229台 民営130台	促進
	駅ボランティア・バスボランティア事業	交通機関の利用に介助が必要な身体障害者などに対して、乗降・移動の支援、手荷物の運搬などを行う「駅ボランティア」「バスボランティア」を拡充します。	推進	推進
	保育所・幼稚園	全市立保育園で障害児を受入ます。また、民間の保育園及び幼稚園で障害児利用に対して経費助成を実施します。	推進	推進

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
地域生活移行システム	福祉機器支援センター	専門職による福祉機器や住宅改造、介護や介助、生活方法などについての相談・助言・情報提供を実施します。	3か所	3か所
	入浴サービス	家庭での入浴が困難な重度の身体障害児・者に、訪問入浴や施設入浴サービスを行います。	週2回実施 (夏季のみ)	週2回実施
	ホームヘルプ事業	居宅介護事業として、ホームヘルパーによる身体介護、家事援助、移動介護、日常生活支援等のサービスを提供します。	<身障・知障> 月平均利用者 (見込み) ホームヘルプ 2,231人	充実
	ガイドヘルプ事業		<精神> 年間利用者 (見込み) 260人	充実
	移動支援		ガイドヘルプ 1,118人	充実
	移動支援	障害者や難病患者の社会参加を支援するため、ボランティア団体との協働により移動手段の充実を図ります。	ハンディキャップ 運行 6台	推進
	ショートステイ・一時ケア事業	身体障害児・者や知的障害児・者が、家族などによって一時的に施設で介助を受けられるサービスの充実を図ります。精神障害者に対して、ショートステイ事業の充実を図ります。難病患者に対して、短期入所施設の充実を図ります。	推進	推進
	デイサービス事業	障害者地域活動ホーム等で、機能訓練・作業活動・給食等のサービスを実施します。	推進	推進
	グループホーム事業	地域の中で、グループで自立した生活を送るための場を増やします。	身障・知的 917人 精神 177人	身障・知的 1,788人 精神 324人
障害者地域活動ホーム	地域生活を支援するために、相談支援事業、デイサービス、生活支援事業(一時ケア、ショートステイ、余暇活動、おもちゃ文庫)等の事業を実施します。	28か所 (機能強化 20か所)	40か所 (機能強化 23か所)	

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
地域生活移行システム	精神障害者生活支援センター	精神障害者の日常生活を支援するため、相談、情報提供、イブニングケア等の在宅支援を行う拠点施設を整備・運営方法を工夫しつつ推進します。	4か所	推進
	障害児施設	障害のある児童が、施設に入所し、独立自活に必要な知識技能を修得に向けた訓練を行います。	9か所	8か所
	身体障害者更生施設	身体障害者が、通所または入所して、生活訓練・職業訓練を行います。	1か所	1か所
	知的障害者更生施設	知的障害者の自立を支援するため、作業訓練や生活訓練を行う通所施設や、地域生活を支援するために、入所による生活訓練や、デイサービス、相談、ショートステイなどを複合的に実施する新しいタイプの施設を整備します。	29か所	33か所
	身体障害者授産施設	身体障害者で、雇用されることが困難な方等が、就労の場を得るとともに、企業等への就労に向けた訓練を受けます。	7か所	7か所
	知的障害者授産施設	知的障害者で、雇用されることが困難な方が、就労の場を得るとともに、就労に向けた訓練等を受けます。	9か所	11か所
	精神障害者授産施設	雇用されることが困難な精神障害者を対象に、自立生活に必要な訓練を行います。	2か所	2か所
	身体障害者療護施設	身体障害者で、常時介護を必要とする方が、日常生活の援助を受けます。	2か所	4か所
	精神障害者生活訓練施設(援護寮)	精神障害者が、作業訓練や生活指導訓練などを通じて、社会復帰の促進を図る場を整備します。	2か所	5か所
重度重複障害者施設	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複し、常に介護が必要な人が、入所・通所により生活上必要な支援、健康管理や訓練を受けられる施設を整備します。	入所95人 (1カ所) 通所175人 (*通所は再掲)	入所135人 (2カ所) 通所255人 (*通所は再掲)	

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
地域生活移行システム	自閉症者施設	自閉症者が生活訓練や就労援助を受けられる施設を整備します。	入所1か所 通所2か所 (*再掲)	入所2か所 通所2か所 (*再掲)
	障害者小規模通所施設等	身近な場所で作業や創作活動等の社会参加ができる場を整備します。	身障・知的 2,189人 精神 1,860人	身障・知的 3,039人 精神 2,170人
	中途障害者地域活動センター	脳血管疾患の後遺症などで障害のある人に対して、軽作業や地域との交流などを行いながら、自立した生活や社会参加への支援をする場を整備します。	18か所	18か所
	知的障害者自立生活アシスタント	単身等で生活する知的障害者に対して、障害特性をふまえて、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行う自立生活アシスタントを派遣します。	6区で実施	18区で実施
	障害者のスポーツ・文化振興のための中核拠点	障害者のスポーツ・文化振興のための中核拠点となる施設を、PFI手法により、南部方面に新たに整備します。	検討	事業中
	身体障害者補助犬	障害者の日常生活動作を補助する補助犬の育成を支援し、啓発活動を推進します。	盲導犬 21頭 介助犬 — 聴導犬 —	推進

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
医療環境・ 医療体制	医療環境整備事業	障害児・者が病気になった場合に安心して適切な医療が受けられるよう、新港湾病院の整備や医療スタッフの育成、受診時や入院時の本人や家族の支援を行います。	—	推進
	精神科救急医療対策事業	初期から三次までの24時間精神科救急医療体制を、民間医療機関の協力を得て整備するとともに、夜間及び休日の入院を受け入れる基幹病院の体制の充実などを進めます。	推進	充実
	精神科身体合併症医療体制の整備	身体合併症治療病床を設置し、新たな身体合併症医療を実施します。	—	推進
	難病特別対策推進事業	訪問相談事業、医療相談事業及び在宅療養支援計画策定・評価事業をとおして難病患者の療養生活を支援します。	推進	推進

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
障害児の生活・学習環境の整備	軽度発達障害児支援事業	専門家による支援チームを設置し、学校への訪問相談・指導を行うとともに、専門的な相談に対応できる教員を養成する研修を実施します。	実施	推進
	高等養護学校の再編整備	軽度知的障害児などの進学希望に対応するため、高等養護学校の拡充・整備を行うとともに、社会の変化に対応した教育内容の充実を図ります。	高等養護1校	高等養護2校
	肢体不自由養護学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由養護学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施体制を整備します。	各校1人配置	推進
	障害児学校生活支援事業	小・中・盲・ろう・養護学校に在籍する児童生徒の保護者が行っている介助や登下校を支援します。	推進	推進
	学校施設のバリアフリー化	エレベータの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。	エレベーター設置59校	推進
	学齢障害児夏休み支援事業	学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、教員や地域協力者によるプール開放や部活動・文化活動を行います。	盲・ろう・養護学校11校で実施	推進
	障害児及びその家族への生活支援	地域療育センター及び行政機関が、各障害児福祉関係機関や地域のインフォーマルサービス提供機関等とネットワークを図り、障害児及びその家族の地域生活を支援します。	推進	推進
	放課後キッズクラブ事業	小学校施設を活用し、すべての児童を対象とした快適で安全な放課後の居場所づくりを実施します。	—	推進
	はまっ子ふれあいスクール事業	小学校を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することによって、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い児童の健全育成を行います。	推進	推進
	学齢障害児生活サポート事業	学齢期の障害児とその家族の日常的な暮らしを支えるため、いつでも気軽に利用できる場の提供や、地域の課題に応じて様々な事業を実施する地域拠点をモデル的に開設します。	—	推進

	事業・施策名	事業内容	計画目標	
			2003年 (現在)	2008年
障害者の就労支援	就労援助センター	障害者の就労の促進と定着を図るため、相談や援助事業を行います。	就労援助センター4か所	就労援助センター8か所 (障害者就労援助センター7か所・精神障害者就労援助センター1か所)
	障害者の店	障害者の就労の場を確保するとともに、市民の障害者福祉への理解を深めるため、障害者が働く店を整備します。	19か所	34か所
	企業支援事業	就労の場の拡大のため、障害者雇用を検討する企業に対し、相談や助言、ノウハウの提供などを行います。	推進	推進
	職業能力向上研修	障害者の職業能力の向上を図るため、実践的な技術を習得する研修を実施します。	—	推進
	起業家支援事業	知的障害者を雇用する起業家に対する創業支援を行います。	推進	5件
	職場体験実習事業	知的障害者が企業で働く準備をするため、職場体験実習を行います。	—	年間 35人
	社会適応訓練	精神障害者が、協力事業所で作業能力や環境適応能力等の向上と社会復帰を図る就労前訓練を行います。	60事業所	推進
	就労継続支援ボランティア育成・活用事業	知的障害者の就労継続のため、障害者へ助言等を行うボランティアを育成します。	—	50人
	高等養護学校等での職業教育	社会参加や自立を目指して、高等養護学校の教育内容を、産業構造の変化にあつたものに見直し、職業教育の充実を図ります。	推進	推進
高等養護学校就労支援	高等養護学校に就労支援指導員を配置し、就労先の確保を図るため実習職場を開拓するとともに、就労先を定期的に訪問して企業や卒業生の相談を受けるなど定着指導を行います。	推進	推進	